

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成29年2月2日(2017.2.2)

【公開番号】特開2015-17035(P2015-17035A)

【公開日】平成27年1月29日(2015.1.29)

【年通号数】公開・登録公報2015-006

【出願番号】特願2014-142152(P2014-142152)

【国際特許分類】

C 04 B 38/02 (2006.01)

C 04 B 28/18 (2006.01)

C 04 B 14/28 (2006.01)

C 04 B 14/26 (2006.01)

【F I】

C 04 B 38/02 E

C 04 B 28/18

C 04 B 14/28

C 04 B 14/26

【手続補正書】

【提出日】平成28年12月8日(2016.12.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、特に、多孔質コンクリート成形体又は発泡コンクリート成形体の形態の熱水硬化性多孔質コンクリート材料又は発泡コンクリート材料、並びに該多孔質コンクリート材料又は発泡コンクリート材料の製造方法に関する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

多孔質のコンクリート材料は、熱水作用によって硬化した多孔質化されたケイ酸カルシウム水和物材料である。これは、例えば、セメント又は生石灰又は消石灰などの、少なくとも一つの、熱水過程において反応性のCaO-成分、及び例えば、石英粉末又はフライアッシュなどの、少なくとも一つの、熱水過程において反応性のSiO₂-成分を含有する、少なくとも一つの鉱物結合剤、ブロー剤、特に、アルミニウム粉末及び/又はアルミニウム粉末ペースト、並びに、場合によっては、とりわけ、不活性の添加剤からなる水性の混合物から製造される。さらに、その水性の混合物は、少なくとも一つの凝集材(Gesteinskörnung)(骨材(Zuschlagsstoff))及び/又は慣用的な添加剤、並びに、硫酸カルシウム-成分を含有することができる。水性の混合物は、鋳型中へ流し混まれて、膨張し、そして固化し、場合によっては、切断され、そしてその後、蒸気養生に供される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0040】

本発明の多孔質コンクリート成形体又は発泡コンクリート成形体の製造は、慣用的な技術及び方法で遂行することができる。PCCは単に添加剤として使用される。これは化学的に不活性であるが故に、CSH相の相組成に何ら影響を及ぼさない。本発明の多孔質コンクリート材料又は発泡コンクリート材料を製造するための、沈殿した炭酸カルシウム及び/又はカルシウムマグネシウム炭酸塩の混合物中の含有量は、好ましくは10～30M-%、より好ましくは15～25M-%(生コンクリート混合物の乾燥混合物か又は全固形分割合に基づいて)である。

【手続補正4】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項9】

前記炭酸塩の粒子(1)が、2～200nm、好ましくは40～120nmの粒度分布を有することを特徴とする、請求項8に記載の多孔質コンクリート材料又は発泡コンクリート材料。